

別紙4 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">障発0330第16号 平成24年3月30日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 障発0329第20号 平成25年3月29日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 障発0930第2号 平成25年9月30日</p> <p style="text-align: right;"><u>最終改正 障発1226第4号</u> <u>平成26年12月26日</u></p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p>	<p style="text-align: right;">障発0330第16号 平成24年3月30日</p> <p style="text-align: right;">一部改正 障発0329第20号 平成25年3月29日</p> <p style="text-align: right;">最終改正 障発0930第2号 平成25年9月30日</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p>

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）については、本年3月14日に公布され、同年4月1日から施行することとされたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

なお、平成18年10月31日付け障発第1031011号当職通知「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」は平成24年3月31日限り廃止する。ただし、平成24年3月31日以前に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

記

第一 （略）

第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表（平成24年厚生労働省告示第122号。以下「通所報酬告示」という。）に関する事項

1 通則

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）については、本年3月14日に公布され、同年4月1日から施行することとされたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

なお、平成18年10月31日付け障発第1031011号当職通知「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」は平成24年3月31日限り廃止する。ただし、平成24年3月31日以前に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

記

第一 （略）

第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表（平成24年厚生労働省告示第122号。以下「通所報酬告示」という。）に関する事項

1 通則

(1) ~ (3) (略)

(4) 定員規模別単価の取扱いについて

① 児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所支援（医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関を除く。）については、運営規程に定める利用（入所）定員の規模に応じた報酬を算定する。

②~③ (略)

(5) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について

① 対象となる支援

児童発達支援、医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関を除く。）、放課後等デイサービス、基準該当通所支援、障害児入所支援（指定発達支援医療機関を除く。）

②~⑦ (略)

(6) (略)

(7) 通所支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

① 対象となる支援

児童発達支援、医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関において行う場合を除く。）、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児入所支援（指定発達支援医療機関において行う場合を除く。）、基準該当通所支援

②~⑤ (略)

(8) (略)

2 (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 定員規模別単価の取扱いについて

① 児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所支援（医療型障害児入所施設及び指定医療機関を除く。）については、運営規程に定める利用（入所）定員の規模に応じた報酬を算定する。

②~③ (略)

(5) 定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について

① 対象となる支援

児童発達支援、医療型児童発達支援（指定医療機関を除く。）、放課後等デイサービス、基準該当通所支援、障害児入所支援（指定医療機関を除く。）

②~⑦ (略)

(6) (略)

(7) 通所支援計画等の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について

① 対象となる支援

児童発達支援、医療型児童発達支援（指定医療機関において行う場合を除く。）、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児入所支援（指定医療機関において行う場合を除く。）、基準該当通所支援

②~⑤ (略)

(8) (略)

2 (略)

第三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表（平成 24 年厚生労働省告示第 123 号。以下「入所報酬告示」という。）に関する事項

(1) (略)

(2) 医療型障害児入所施設給付費

① (略)

② 児童発達支援管理責任者専任加算の取扱い

入所報酬告示第 2 の 1 の注 3 の児童発達支援管理責任者専任加算は、(1) の②を準用する。ただし、指定発達支援医療機関については、算定しないこと。

③ 重度障害児支援加算等の取扱い

入所報酬告示第 2 の 1 の注 4 の重度障害児支援加算については、主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児施設又は主として肢体不自由児を入院させる指定発達支援医療機関において、算定できるものであり、重度障害児の保護指導に必要な経費を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。

④～⑨ (略)

第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号。以下「障害児相談支援報酬告示」という。）に関する事項

1 障害児相談支援費の算定について

第三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表（平成 24 年厚生労働省告示第 123 号。以下「入所報酬告示」という。）に関する事項

(1) (略)

(2) 医療型障害児入所施設給付費

① (略)

② 児童発達支援管理責任者専任加算の取扱い

入所報酬告示第 2 の 1 の注 3 の児童発達支援管理責任者専任加算は、(1) の②を準用する。ただし、指定医療機関については、算定しないこと。

③ 重度障害児支援加算等の取扱い

入所報酬告示第 2 の 1 の注 4 の重度障害児支援加算については、主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児施設又は主として肢体不自由児を入院させる指定医療機関において、算定できるものであり、重度障害児の保護指導に必要な経費を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。

④～⑨ (略)

第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号。以下「障害児相談支援報酬告示」という。）に関する事項

1 障害児相談支援費の算定について

(1) (略)

(2) 継続障害児支援利用援助費の算定月の取扱い

継続障害児支援利用援助費については、法第6条の2の2第8項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された指定継続障害児支援利用援助の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続障害児支援利用援助費を算定できること。

(3) (略)

2～3 (略)

(1) (略)

(2) 継続障害児支援利用援助費の算定月の取扱い

継続障害児支援利用援助費については、法第6条の2第8項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された指定継続障害児支援利用援助の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続障害児支援利用援助費を算定できること。

(3) (略)

2～3 (略)